

「青森市地域福祉計画・地域福祉活動計画」素案の概要

資料1

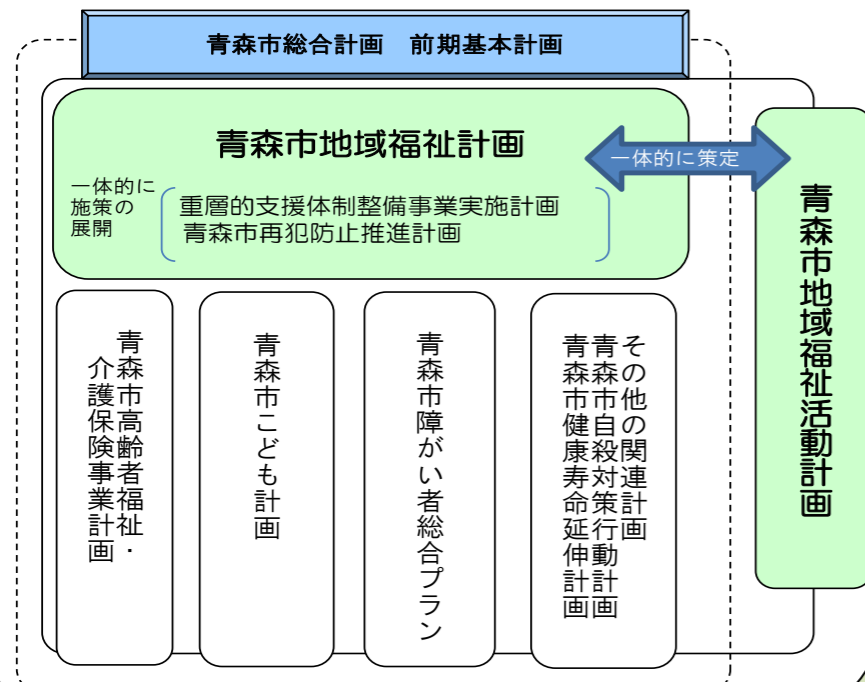
第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 国においては、「地域共生社会」の実現に向けて、平成30年4月施行の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域福祉計画の策定が努力義務とされた。
- 本市においても、平成28年3月に「青森市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、これまでの取組を継続しつつ、新たな課題へ対応するため、本市の地域福祉に関する共通して取り組むべき事項等を定めるとともに、地域福祉を推進する中心的な団体である青森市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

2 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するとともに、同法第109条の規定に基づき、青森市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。
- また、同法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、及び再犯の防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含して、一体的に施策の展開を図ります。
- 本計画の実施にあたっては、「青森市総合計画 前期基本計画」を最上位計画として、地域共生社会の実現に向け、福祉分野及び他の分野の個別計画と連携を図り、地域福祉を総合的に推進します。



3 計画期間

令和6年度から令和10年度（5年間）
※前期基本計画と同期間

4 計画の推進

- 本計画の推進に当たっては、施策の進捗度を測るために設定した「目標とする指標」の達成度等により施策の評価・検証を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応します。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 国の動向について

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」（H28.12月施行）
 - ・「地方再犯防止推進計画」策定の努力義務化
- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（R3.4月施行）
 - ・「重層的支援体制整備事業」が創設
- 孤独・孤立対策推進法（R6.4月施行）
 - ・孤独・孤立対策に関する基本理念や施策を明記

2 本市の状況について

- 本市の総人口や出生数・死亡数の推移等の分析
- 障がい別手帳交付数や町（内）会加入世帯数、民生委員・児童委員、主任児童委員数の推移

3 アンケート調査について

- 市民や地域の各団体の考え・意識などの現状から課題の把握を目的として実施
- 調査期間：令和5年12月15日～令和6年1月19日

調査対象	調査件数	回答数	回答率
市民	700件	291件	41.6%
町（内）会等	1,036件	799件	77.1%
社会福祉法人等	205件	108件	52.7%

第3章 計画の基本方向

基本理念

いつまでも その人らしく安心して暮らせるまち
～つながり・支え合い、みんなで築く地域共生社会～

基本方向1 地域福祉を支える人づくり

地域福祉を支える個人や団体の育成・支援に取り組むとともに、地域への関心を高め、地域福祉活動の担い手となる人づくりを推進するため、福祉教育の充実を図ります。

- 1 地域福祉を支える担い手の確保
- 2 福祉教育の充実

基本方向2 地域で支え合う環境づくり

地域での支え合い活動やボランティア活動等を支援するとともに、日常的なつながりを育むため、世代を超えた様々な人が交流できる場づくりを推進します。

- 1 青森市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携
- 2 地域での支え合い活動支援のためのネットワークづくり
- 3 ボランティア活動の支援
- 4 交流の促進

基本方向3 支援が必要な人を支える体制づくり

複雑化・複合化した分野横断的な地域課題に対応し、あらゆる人の生活を支えるため、関係機関との連携強化や権利擁護、重層的な支援体制の整備、再犯防止の推進に取り組めます。

- 1 相談体制の充実
- 2 権利擁護の推進
- 3 防災対策と雪処理支援
- 4 再犯防止の推進
- 5 青森市重層的支援体制整備事業実施計画
- 6 青森市再犯防止推進計画

基本方向4 地域福祉を推進する基盤強化

地域福祉活動の拠点となる福祉増進センター等を適正に維持管理するほか、福祉館の老朽化対策に取り組むとともに、福祉サービスの提供と情報発信の充実を図ります。

- 1 地域福祉の活動拠点の整備
- 2 福祉サービスの推進

基本方向・施策展開